



大船渡商工会議所

商工

お

大

船

渡

令和3年
9月21日発行

No. 396

主な
内容

新型コロナウイルス感染症の影響に関するアンケート調査・P2.3

三陸・大船渡夏まつりカメラウォッチング……………P4

優良従業員表彰式申込受付中……………P5

地域企業経営支援金のご案内……………P6

大船渡市ふるさと振興券の有効期限のお知らせ……………P8

第5回調査結果概要まとまる

大船渡商工会議所では、大船渡市と共同で、新型コロナウイルス感染症の拡大による地域経済や中小企業の状況を把握し、適切な支援等に取り組みとともに、関係機関に対して必要な施策や要望等を行うためアンケート調査を実施しました。市内企業に対する新型コロナウイルスの影響は長引いているものがあり、それに連動し本調査も今年度第2回目、通算では第5回となります。第5回調査として実施した結果について、その主な内容についてご紹介いたします。

調査の概要

調査期間…令和3年8月3日～8月10日
回収状況…発送数 1,587通
回収率 55.2%
回収率 34.8%

影響に対して講じた対策について(複数回答)

(影響が継続し売上が減少している)と回答した280事業所に対する質問)

項目	回答数	割合(%)
各種支援策・融資・補助金等の活用	220	78.6
人員の削減	35	12.5
営業時間等の短縮・営業休止	101	36.1
テレワーク等在宅勤務の導入	10	3.6
経営計画の抜本的な見直し	39	13.9
新たな販路・取引先の開拓・変更	42	15.0
電子商取引の導入・拡大	17	6.1
業界団体より示されたガイドラインの遵守	59	21.1
衛生対策の強化	146	52.1
店舗・事務所でのお客様の安全対策	111	39.6
諸経費の削減	106	37.9
特にない	9	3.2
その他	4	1.4

実施した対策としては「各種支援策・融資・補助金等の活用(78.6%)」が最も多く、次いで「衛生対策の強化(52.1%)」、「店舗・事務所でのお客様の安全対策(39.6%)」の順となっています。

80%近くの事業所が何らかの支援策を活用しながら対策を講じていることが伺えます。

令和3年度における各種支援策の

利用状況について(いずれか1つ)

(調査回答数全体である552事業所に対する質問)

項目	回答数	割合(%)
利用した	322	58.3
利用しなかった	219	39.7
不明・無回答	11	2.0
合計	552	100.0

コロナウイルスの影響が出てからの利用ではなく、令和3年度になってからという観点から質問をしています。今年度は持続化給付金のような目玉対策はありませんが、それでも「利用した」との回答が58.3%あり、過半数の事業所が何らかの支援策を利用しています。

支援策の利用状況について(複数回答)

(前問で各種支援策を「利用した」と回答した322事業所への設問)

項目	回答数	割合(%)
雇用調整助成金(国)	76	23.6
一時支援金(国)	108	33.5
月次支援金(国)	28	7.8
事業再構築補助金(国)	11	3.4
持続化補助金(国)	86	26.7
地域企業経営支援金(県)	108	33.5
Go To Eat事業(県)	38	11.8
大船渡市ふるさと振興券	122	37.9
日本政策金融公庫の融資(新型コロナウイルス特別貸付)	52	16.1
民間金融機関の融資(新型コロナウイルス対応特別貸付)	78	24.2
金融債務の返済猶予・繰延、借入条件の変更(リスケ)	28	8.7
その他	16	5.0

各種支援策の利用状況としては「大船渡市ふるさと振興券(市)(37.9%)」が最も多く、加盟店の登録を通じ消費の機会拡大に貢献したと考えます。次いで「一時支援金(国)」、「地域企業経営支援金(県)」がそれぞれ33.5%と同数となっています。

調査結果の概要

経営への影響について(いずれか1つ)

(調査回答数全体である552事業所に対する質問)

項目	回答数	割合(%)
マイナスの影響が継続し売上が減少している	280	50.7
マイナスの影響が出たが、既に収束した	45	8.2
マイナスの影響が今後生じる可能性がある	115	20.8
プラスの影響がある	0	0.0
特に影響はない	82	14.9
わからない	29	5.3
不明・無回答	1	0.2
合計	552	100.0

「マイナスの影響が継続し売上が減少している」と回答した事業者が全体の5割を超えている一方で「プラスの影響がある」と回答した事業者はありませんでした。

経営への影響が継続している事業所の状況(令和元年6月との比較)について(いずれか1つ)

(影響が継続し売上が減少している)と回答した280事業所に対する質問)

項目	回答数	割合(%)
5%以上減	23	8.2
10%以上減	27	9.6
15%以上減	20	7.1
20%以上減	28	10.0
30%以上減	71	25.4
50%以上減	88	31.4
わからない	16	5.7
不明・無回答	7	2.5
合計	280	100.0

「50%以上減(31.4%)」「30%以上減(25.4%)」「20%以上減(10.0%)」の順で回答割合が高くなっています。

日本商工会議所 三村会頭との 意見交換会 開かれる



去る7月12日、福島市において東北六県商工会議所連合会の総会の同日、日本商工会議所三村会頭との意見交換会が開かれました。

大船渡商工会議所からは、米谷会頭が出席し岩手県を代表して意見発表をしました。テーマは「被災地の現状とこれからの街づくりについて」ということであり、このテーマに沿って震災から10年が経った現状について報告しました。

課題の一つは、三陸沿岸道路の全線がほぼ開通している中であって、大船渡に吸引する魅力が不足しており、気仙地域が一体となった観光推進策が必要であること。もう一つは、内陸に直結する高規格幹線道路の必要性です。

こうした課題の解決のため、今後も関係機関が連携し取り組むことを確認し、会議は閉会しました。



東北六県商工会議所連合会の
席上で意見発表する米谷会頭

引き続き、コロナ影響調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

今後必要とされる支援策の内容について(複数回答)

(調査回答数全体である552事業所に対する質問)

項目	回答数	割合(%)
マスクや消毒液等の衛生用品の供給	94	17.0
支援策に関する情報提供	237	42.9
税金や公共料金の猶予	136	24.6
融資など資金繰りの支援	116	21.0
民間金融機関の無利子の取扱いの延長	90	16.3
売上減少事業者への補助金・給付金	331	60.0
雇用調整助成金の延長	68	12.3
設備投資等への支援	65	11.8
販路開拓・拡大への支援	34	6.2
テレワーク等のためのIT導入支援	10	1.8
Go Toキャンペーン・ふるさと振興券のような積極的な消費喚起策	73	13.2
業態転換への支援	16	2.9
人材確保の支援	9	1.6
その他	9	1.6

今後必要とされる支援策としては、「売上減少事業者への補助金・給付金(60.0%)」が前回調査に引き続き最も多く、次いで、「支援策に関する情報提供(42.9%)」「税や公共料金の猶予(24.6%)」の順となっている。

支援策等の情報入手経路について(複数回答)

(調査回答数全体である552事業所に対する質問)

項目	回答数	割合(%)
市のホームページ	176	31.9
国・県のホームページ	197	35.7
商工会議所のホームページ	108	19.6
大船渡市の広報	240	43.5
商工会議所の広報「しおさい」	161	29.2
商工会議所からの案内	321	58.2
新聞の記事・広告	252	45.7
金融機関からの紹介	84	15.2
民間の情報発信サイト	65	11.8
知人等からの紹介	84	15.2
その他	36	6.5

支援策の情報入手経路としては「商工会議所からの案内」が最も高い(58.2%)。次いで「新聞の記事・広告(45.7%)」「大船渡市の広報(43.5%)」となっており、主として紙媒体から情報を得ていることが読み取れます。

今後は、ホームページによる周知も充実させながら、LINEアカウントによる情報発信にも力を入れてまいります。

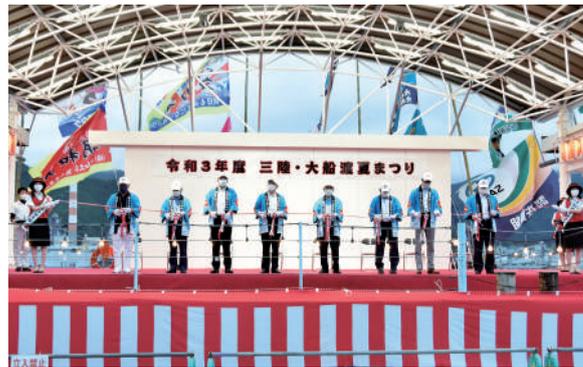
新型コロナウイルス感染症の影響はさらに長期化が予想されます。大船渡商工会議所では、今までも調査結果を踏まえ関係機関に政策提言を行い、その結果実現した支援策もございます。今後、適宜調査を実施し、地域経済や中小企業の状況を把握し、関係機関に対して必要な施策や要望等を行ってまいります。

終わりに

三陸・大船渡夏まつり 8月6～7日

今年の三陸・大船渡夏まつり」は、8月6～7日の2日間、花火大会と海上七夕運行に規模縮小し2年ぶりに開催されました。8月7日の花火大会では、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、独自の感染マニユアルに基づき、管理エリアの設定、利用者には飲食の禁止や検温と消毒の徹底等、感染防止対策を図りながらの実施となりました。

市内外から訪れた来場者の方々は、迫力ある8,000発の花火と電飾を施した海上七夕船団の「光」の競演に感動し、コロナ禍での夏まつりを楽しんでいただきました。



感染防止対策のご協力ありがとうございました。

経営安定セミナー

定員数:各20名

受講料:無料

経営安定のための決算書の見方・読み方

決算書は、企業の業績や財政状態を示す成績表です。

決算書の数字から経営状況を把握し、今後の経営に役立てていけるよう、数字の見方や考え方といったスキルを、基本から分かりやすく解説いたします。

日時 10月14日(木) 13:30~16:00

会場 大船渡商工会議所 1階研修室

申込み 10月12日(火)までに、
TELまたはFAXにてお申込下さい

講師 武田公認会計士税理士事務所
武田 弘明 氏(公認会計士・税理士)

内容

- ・決算書とは
- ・決算書はどのように作られるか
- ・決算書を利用するときのポイント

経営安定のための資金繰りセミナー

企業において、事業を継続する上で資金繰り(キャッシュフロー)はもっとも重視すべきポイントであると言えます。資金繰りの仕組みと資金ショートの原因や対策について、分かりやすく解説いたします。

日時 11月1日(月) 13:30~16:00

会場 大船渡商工会議所 1階研修室

申込み 10月29日(金)までに、
TELまたはFAXにてお申込下さい

講師 日本政策金融公庫 一関支店
国民生活事業 上席課長代理 山田 仁 氏

内容

- ・資金繰りの仕方
- ・決算書の読み方とそのチェックポイント
- ・金融機関から見た資金調達の方法
- ・金融機関との上手な付き合い方

主催:大船渡商工会議所・中小企業相談所・経営安定特別相談室

大船渡商工会議所 TEL:0192-26-2141 FAX:27-1010/三陸支所 TEL:0192-44-2058 FAX:44-2500

【参加される皆様へ】 マスクの着用や手指消毒など感染予防にご協力をお願いいたします。セミナー実施にあたりましては、会場の換気・ソーシャルディスタンスに配慮した配席・消毒用アルコールの設置など新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上、開催いたします。また、開催日までの状況変化により、中止または延期とさせていただきますので、ご承知おきください。

令和3年度

優良従業員表彰

推薦申込受付中

とき 令和3年11月23日(火) 勤労感謝の日 午前10時(予定)

ところ 大船渡プラザホテル

会員事業所に働く人の励みに、また、勤労意欲の向上と永年の労苦に対する感謝のしるしとして、令和3年度優良従業員表彰式を11月23日(火)に開催いたします。

優良従業員表彰は、大船渡商工会議所表彰規程に基づき、会員事業所から優良従業員の推薦申込書の提出を受け、常議員会の審査を経て行なわれます。昨年度は36事業所209名の方々が表彰されました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況の推移等により、開催内容を変更させていただくことがございます。

今年度の表彰要領は次のとおりです。

◆表彰該当者は…

本商工会議所会員事業所の従業員であって、満5年以上勤務し、業務上他の模範となる者の内から、特に優秀なる者を表彰する。(勤続年数の算定は令和3年11月1日をもって算定されます)

◆日本商工会議所会頭表彰

勤続30年以上



・東北六県商工会議所連合会
会長表彰 勤続20年以上

・岩手県商工会議所連合会会長表彰
勤続10年以上

・大船渡商工会議所会頭表彰
勤続5年以上

◆推薦申込書の締め切り
令和3年9月30日(木)(厳守)

◆申込先 大船渡商工会議所本所
TEL 26・2141
FAX 27・1010

地域企業経営支援金（令和3年度予算事業）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厳しい状況にあっても、感染症対策等に取り組みながら事業継続を行えるよう、減収幅に応じて感染対策等に係る経費を支援します。

『新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言（令和3年8月12日発出）』に伴う経営への影響拡大を踏まえ、本支援金の**上限額を引き上げます。**

本支援金の支援金額の算定にあたり、**上記緊急事態宣言期間を含む場合、**

1店舗当たりの上限額

30万円 ⇒ **40万円**

1事業者当たりの上限額

150万円 ⇒ **200万円**

※緊急事態宣言発出以降の申請であっても宣言期間を含まない期間での申請の場合は上限額は引き上げにはなりません。
※既に本支援金の支給を受けている場合には、宣言期間を含む期間での変更申請が可能です。

支援金とは？

令和3年4月から令和4年3月の期間のうち、いずれか1か月の売上が前々年同期比50%以上減少、または連続する3か月の売上が前々年同期比30%以上減少している県内で卸売業、小売業（無店舗営業含む）、宿泊業、飲食業、その他サービス業（フリーランス含む）他、対象業種を営む中小企業の方が対象となる支援金です。

※対象業種については募集要項をご確認ください。
※支援金の額の算定においては、今年度と前々年度の連続する3か月間同士の比較を行います。
※令和2年11月から令和3年3月を対象とした支援金とは別の事業です（併給可）。

申請期限

令和4年**3月31日**（木）

支援金の申請にあたっては、募集要項（申請様式）の内容を必ずご確認ください。募集要項（申請様式）は「岩手県HPからダウンロード」または「商工会議所のHP、窓口」で取得できます。

【お申込み・お問合せ先】 大船渡商工会議所 ☎ 26-2141

（公財）いわて産業振興センターの設備貸与制度

岩手県内の中小企業が必要とする設備（中古設備含む）をセンターが企業に代わって購入し、長期、低利で割賦の形態により貸与する制度です。

設備貸与の申込受付中

制度概要



貸付の条件	対象企業	県内に事業所・工場を有する中小企業（企業組合・協同組合含む）
	貸与期間	3年～10年（導入設備耐用年数上限）
	貸与限度額（消費税含む）	100万円～1億円
	対象設備	設備（建物を除く）
	保証金	貸与額の10%（最終償還時に返済）
	利息（貸与損料）	年率1.20%～1.60%（固定金利）（申込企業の財務内容により決定）
	連帯保証人	法人：代表者1人 個人不要（経営者保証ガイドラインに準拠）

○貸付期間や貸付限度額などが優遇される場合があります。詳しくはいわて産業振興センターへお問い合わせください。

【お問合せ先】 公益法人いわて産業振興センター ☎ 019-631-3821 FAX 019-631-3830

岩手働き方改革推進支援センター無料相談

新型コロナウイルス感染症による雇用調整助成金をはじめ、『働き方』全般について、専門家(社会保険労務士)が無料で相談に応じます。

- 個別企業訪問 希望日に専門家が訪問
- 出張相談会 商工会議所、商工会を会場に相談を受付

相談日		10月	11月	12月
	大船渡商工会議所本所	8日(金)	12日(金)	10日(金)
	大船渡商工会議所支所	29日(金)	26日(金)	17日(金)
	陸前高田商工会	13日(水)	17日(水)	—
	住田町商工会	27日(水)	24日(水)	—

相談内容(例)

- ・補助金、助成金制度の活用
- ・働き方改革関連法への対応
- ・就業規則諸規定、各種労使協定
- ・労働時間等の労務管理
- ・給与体系・賃金制度
- ・有給休暇の取得義務化への対応
- ・同一労働・同一賃金
- ・高齢者等活用、女性活躍推進 他

時間 午後1時～午後4時(相談時間は1事業所1時間程度) 問合せ・申込み 大船渡商工会議所 ☎26-2141

働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)事業セミナー

「働き方改革の復習とパワーハラスメントの防止策」

今からでも間に合う働き方改革の取り組み方を解説します。また、来年4月から中小企業にもパワーハラスメント防止法(通称)が施行されます。「言葉は聴くけど、具体的には?」「誰が対象?罰則は?」「業務の指導とハラスメントの線引きって?」といった現場のクエスチョンにお答えします。

開催日・会場	大船渡会場	10月5日(火) 13:00~15:00	会場: 大船渡商工会議所
	陸前高田会場	10月6日(水) 13:00~15:00	会場: 陸前高田商工会

講師 大船渡社会保険労務士事務所 社会保険労務士 崎山 美智穂 氏 **定員** 各20名

主催 大船渡商工会議所/陸前高田商工会/住田町商工会

問合せ・申込み 大船渡商工会議所 ☎ 26-2141

プログラム内容

第1部:「働き方改革」を復習しよう

残業時間の上限規制、年次有給休暇5日取得、同一労働同一賃金ほか

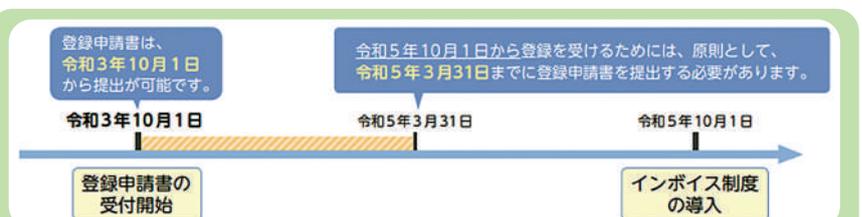
第2部: パワーハラスメント防止策

1. どんなことがパワハラになるのか?
2. パワーハラスメントの特徴とは?
3. どうすれば職場のパワハラを防げるのか?
4. 企業がとるべきパワハラ防止措置とは?
5. パワハラが実際に起きたときの対応

事業者のみなさまへ

消費税インボイス制度令和3年10月1日から登録申請書受付開始!

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書を交付することができます。



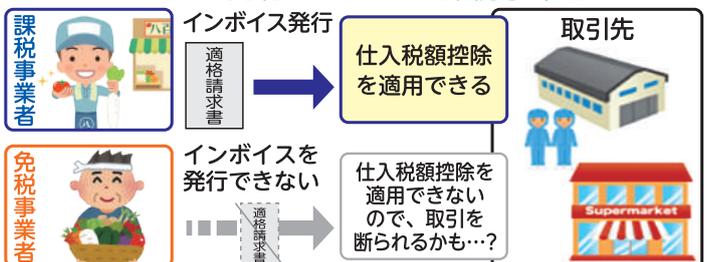
登録事業者になるようとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

「インボイスって何?」

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

～インボイスを発行できるのは課税事業者のみ～



第3弾 大船渡市ふるさと振興券

頑張る地元のお店を応援しよう!!



有効期限 11月30日(火)まで!
有効期限が過ぎた振興券は「無効」となります。

加盟店の皆様へ 「大船渡市ふるさと振興券」の金融機関における換金期限は、**令和3年12月15日(水)まで**となっております。お客様から受け取った振興券は、期限までに登録いただいた金融機関において換金を行ってください。

検定試験のご案内

簿記 (第159回)

試験日時	11月21日(日) 1・3級 9:00~ / 2級 13:30~
受付期間	10月5日(火)~10月25日(月)
受験料	1級 7,850円、2級 4,720円、 3級 2,850円

- 試験会場：大船渡商工会議所本所
 - お申込み：大船渡商工会議所本所に受験料を添えてお申し込みください。申込書は本所・三陸支所で配布しています。
 - ※ 簿記検定試験令和3年度からの主な変更点
 - ・2級の試験時間は90分、3級の試験時間は60分となります。(1級は変更なし)
 - ・3級の試験問題は、最大3題以内となります。
- 詳しくは日本商工会議所検定HPをご覧ください。
<https://www.kentei.ne.jp/34043>

企業の福利厚生増進のための 大船渡商工会議所 共済・福祉制度 キャンペーン実施中!

様々なリスクに備え、ご活用ください。〈お問い合わせ〉大船渡商工会議所 企画総務部 ☎0192-26-2141

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった **小規模企業共済** こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。
共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらもクリック 24時間いつでもチャットで質問可能です

大船渡商工会議所 本所 〒022-0003 大船渡市盛町字中道下2-25 TEL (0192)26-2141/FAX 27-1010 開所時間：午前8時30分~午後5時20分

三陸支所 〒022-0101 大船渡市三陸町越喜来字肥の田29-3 TEL (0192)44-2058/FAX 44-2500 開所時間：午前8時30分~午後5時20分